

## 公立大学法人神戸市外国語大学役員報酬規程

2007年4月1日

規程第93号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員 理事長、常勤の副理事長及び理事をいう。
- (2) 非常勤役員 非常勤の副理事長、理事及び監事をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員報酬は、常勤役員については給与とし、公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）等に準じて理事長が別に定める。非常勤役員については非常勤役員報酬及び通勤に要する費用とする。

(給与の年間支給額)

第4条 前条で定める常勤役員の給与の年間支給額は、7,500,000円以上19,000,000円以下の範囲内とする。

- 2 前項に定める給与の年間支給額は、社会情勢、公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会による法人の業績に関する評価及び当該役員の業務実績等を総合的に勘案し、100分の3の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(給与の支給)

第5条 常勤役員の給与の支給については、第3条の理事長の定めに応じ、関係する給与規程に準じて支給する。

(給与の支給日)

第6条 常勤役員の給与の支給日については、第3条の理事長の定めに応じ、関係する給与規程に準じて支給する。

(非常勤役員報酬等)

第7条 非常勤役員報酬の額は次の各号のとおりとする。

- (1)副理事長 日額30,000円
- (2)理事 日額30,000円
- (3)監事 日額30,000円

- 2 非常勤役員報酬は、非常勤講師就業規則第15条に準じて支給するものとする。
- 3 非常勤役員には、通勤に要する費用を公立大学法人神戸市外国語大学職員旅費規程の例に準じて支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第8条 役員の報酬等は、役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した報酬等の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。